## 令和3年7月末報告までの様式

4 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

## 令和4年以降の報告書新様式

第3号様式(第13条関係)				要綱第3号様式		
		新車販売実績報告書		新車販売実績報告書		
( 宛		市長	年 月 日	(宛先) 京都市長		年 月 日
報告者の任所	(法人にあっては, 主たる事務所の	 	電話 一	報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所	在地) 報告者の氏名(法人にあっては、	名称及び代表者名)
京都市地球沿	温暖化対策条例第25条第3項の規	定により報告します。		京都市地球温暖化対策条例第35条第3項の規定に	より報告します。	
		電気を動力源とする自動車で内燃機関を 有しないもの①	台			合計台数
温		燃料電池自動車②	台	温室効果ガスを排出しない自動車(A)	電気自動車	
		合計 ③ (① + ② )	台		燃料電池自動車	į
	温室効果ガスの排出の量が相当程度 少ない自動車	いる電気を外部から充置 車検証の車	(燃料消費	対象です。 温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車 (B)	電力併用自動車 (プラグインハイブリッド自動車)	Ť
販売した新 車の台数		専ら可燃性天然ガスをP して用いる自動車⑤			天然ガス自動車	Ĭ
温		揮発油,液化石油ガス又は軽油を内燃機 関の燃料として用いる自動車(燃料消費			ハイブリッド自動車	7
		効率が市長の定める基準を満たすものに 限る。)⑥			クリーンディーゼル車	į
		合計⑦ (④+⑤+⑥)			揮発油又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として 用いる自動車 (燃料消費効率が別に定める基準を満たすもの)	į
	販売した新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの 排出の量が相当程度少ない自動車以外のものの合計®		台	A) 及び(B) に該当しない自動車		ī
合	合 計 ( ③ + ⑦ + ⑧ ) 台 (乗用車)		台	販売した自然車の合計 (C)		7
	売した新車のうち、温室効果ガスを排出し: <u>燃費が非常に良いガソリン(LPG)車が該当します。(非</u> スを内燃機関の燃料として用いる自動車以: 基準:2030年(令和12年度)度燃費基準 75%以			(A) + (B) ) / (C) ) 温室効果ガスを排出しない自動車及び 温室効果ガスの排剤の量が相当程度少ない自動車の販売割合 ((A) + (B)) / (C))		パーセン
販売した新 車1台当た	価差効米ガスの排出の重か相当程度 少ない自動車	電力併用 いる電気 ているも 2030年度基準	☆2.5個以上の車両が対象です。			
		揮発油, 関の燃料 効率が市長 <i>0</i> 限る。) ⑪	キロメートル	温室効果ガスを 排出しない自動 車及び温室効果 ガスの排出の量 が相当程度少な い自動車の提供		
		⑨及び⑩の自動車を併せた燃料消費効率	キロメートル	(La) (		
条に規定で もので人の道 (1) 人貨物の (2) 貨燃料間 気により作 3 「電力付	する普通自動車,小型自動車及び輸って,次の各分のいずれかに該当す 運送の用に供する自動車で,乗車定 の運送の用に供する自動車で,車両 電池自動車」とは,水素と酸素とを 作動する原動機を有する自動車をり 併削自動車」とは、内燃機関を有する	るもの(こ 員が10/ 議社量がは (化学反応さいます。) で成27年度燃費基準4 で成27年度燃費基準4	rz #ベキ刺オの指定を受けた 勿車が該当します。(非ハイブリッド車) - 15%以上達成(車両総重量2.5t以下) - 5%以上達成(車両総重量2.5t~3.5以下	注 枠 収まらない場合は、列紙として資料を添付	してください。 <b>進のため、販売店様で実施された取組</b>	<u>を記載してくださ</u> い

- ・エコカーの販売促進キャンペーンを実施
- 自動車の環境性能の掲示
- ・お客様へのエコカーのメリット説明

などを文章や写真等で報告してください。